

## 質 問 回 答 書

令和 8 年 5 月 1 日

履行名称 消防ポンプ自動車（消防団車）

No.	仕様書等 (頁)	質 問 内 容	回 答
1		履行期限：令和9年3月31日について質問いたします。 自動車業界における法規改正に伴うシャシ供給の遅延や、中東情勢（イラン情勢）による車両製造における資材不足や遅れなどにより影響が生じた場合、履行期限の延長は可能でしょうか？	履行期限に間に合わないことが明らかになった場合、受注者に帰責事由が無いときは、期限の延長を求めることができます。 ただし、受注者に帰責事由があるときは、遅延損害金を徴することとなりますのでご了承ください。
2	【26030007】①仕様書	【6 履行期限 令和9年3月31日】と記載がございますが、現在、自動車業界における法規改正に伴うシャシ供給の遅延や、世界的な部品不足が継続しております。 これに加え以下のような「受注者の責めに帰することのできない事由」により工期に影響が生じた場合、協議の上、納入期限の延長を認めていただけますでしょうか。 ・法規改正等に伴うシャシメーカーの生産遅延・停止 ・天変地異、大規模な国際紛争、および感染症の蔓延 ・その他、社会的混乱等によるサプライチェーンの断絶	受注者の責めに帰することができない事由に当たるかどうかについては、左記の事由も含め総合的に判断します。 なお、履行期限に間に合わないことが明らかになった場合、受注者に帰責事由が無いときは、期限の延長を求めることができます。 ただし、受注者に帰責事由があるときは、遅延損害金を徴することとなりますのでご了承ください。